

クラスター産業分野支援貸付

<県制度融資とは>

県が金融機関に利子補給を行い、
中小企業者の皆様の利息負担を軽減する制度です。

<融資利率等>

融資限度額 10億円

県の利子補給率
最大

0.67%

(信用保証 任意)

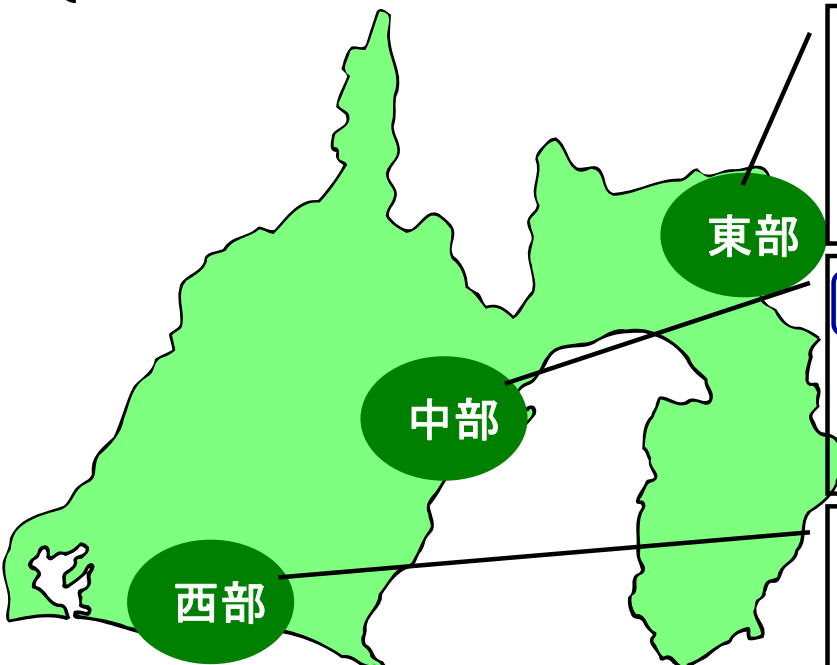
**融資利率:金融機関による
(金利:固定又は変動)**

**最長10年間
(据置1年以内)**

<融資対象者>

☆静岡新産業集積クラスターに参画する個人事業者、会社、組合が対象です。

静岡新産業集積クラスターとは…下記3つの産業集積プロジェクトを指します。この3つのプロジェクトに合致する取組を実施する場合に、当貸付の利用が可能となります。



医療・健康関連産業(ファルマバレー)

医療健康産業分野の研究、開発、製造、販売の実施に必要な資金

食品関連産業(フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション)

高付加価値型食品の研究、開発、製造、販売の実施に必要な資金

光・電子技術関連産業(フotonバレー)

光・電子技術を基盤とした技術・製品の研究、開発、製造、販売に必要な資金

県内全域の中小企業の皆様の取組を支援

◆申込窓口・問合せ先◆

- ・県内各取扱金融機関
- ・静岡県経済産業部商工金融課(Tel:054-221-2513)



「クラスター産業分野支援貸付」の概要

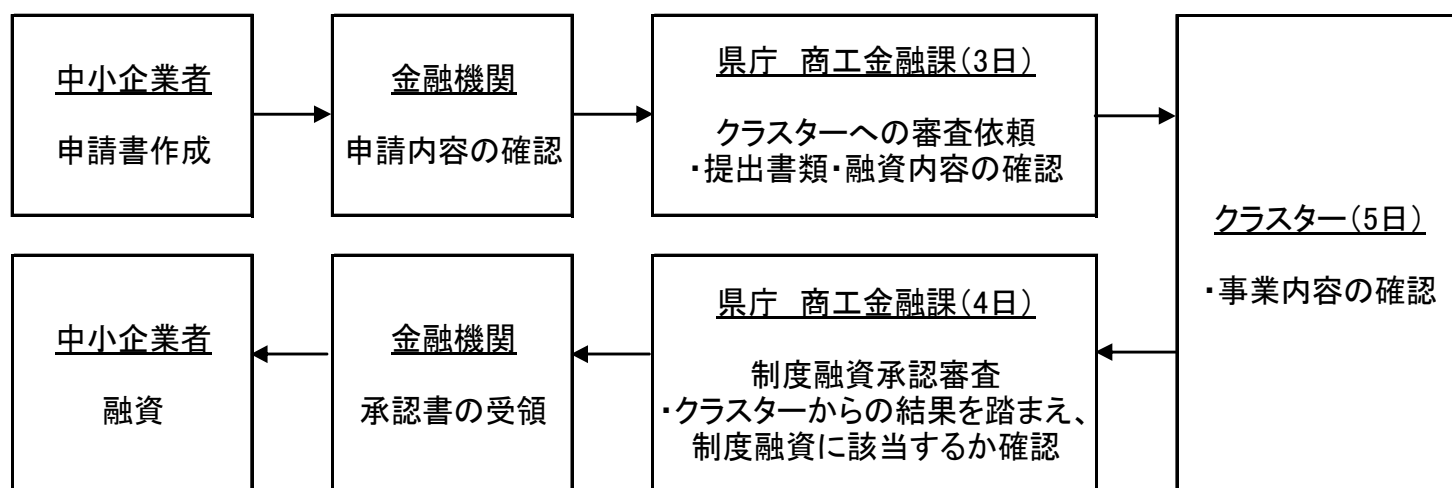
(令和4年4月1日現在)

区分	内容
融資対象者	静岡新産業集積クラスターに参画する個人事業者、会社、組合
資金使途	クラスター関連分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金
融資限度額	10億円
融資利率	金融機関による（固定金利又は変動金利も金融機関による）
利子補給率	金融機関が定める金利のうち、1/2を県が金融機関に利子補給する。ただし0.67%までとする。 (例:金融機関が定める金利が1.20%の場合、県が0.60%利子補給をするため、融資利率は0.60%となる。)
融資期間	10年以内（据置1年以内）
保証料率	金融機関が必要と認めるときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引）
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-26.html
提出書類	申込書（様式第1号）、成長産業分野支援資金確認書（様式第16号）、決算書（最近2年間） 見積書（設備資金の場合）、設計図書（建築物の建築・増築・改修の場合）等

※取組内容が各クラスターのプロジェクトに該当するか否かは、下記問い合わせ先までお願いします。

クラスター関連分野	プロジェクト	問合せ先
【東部】医療・健康関連分野	ファルマバレー	ファルマバレーセンター(055-980-6333)
【中部】食品関連産業	フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション	フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター(054-254-4513)
【西部】光・電子技術関連産業	フotonバレー	フotonバレーセンター(053-471-2111)

【申請の流れ】



※書類が整っていた場合のスケジュール(目安)です。

不備がある場合、書類が整うまで審査が中断しますので、御注意ください。